

京都市洛北第三土地区画整理組合が施行する京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業洛北第三地区土地区画整理事業の事業計画の変更を、土地区画整理法第39条第4項の規定により認可しましたので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告します。

平成23年7月1日

京都市長 門川 大作

- |            |   |
|------------|---|
| 1 組合の名称    | 京都市洛北第三土地区画整理組合                                 |
| 2 事務所の所在地  | 京都市上京区丸太町通河原町西入る高島町335番地<br>財団法人京都市都市整備公社区画整理部内 |
| 3 施行地区     | 京都市左京区岩倉幡枝町及び同区静市市原町の各一部                        |
| 4 事業施行期間   | 平成7年1月20日から平成26年3月31日まで                         |
| 5 設立認可の年月日 | 平成7年1月20日                                       |
| 6 変更認可の年月日 | 平成23年6月27日                                      |

(建設局都市整備部市街地整備課)